

(資格の公告)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場公告 第2号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程(平成22年4月1日規程第45号)第27条の規定により一般競争入札・オーブンカウンター見積に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年3月1日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 丹保憲仁
(担当部局名:栽培水産試験場)

1 資格及び調達をする役務等の種類

平成25年度において地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が締結しようとする(1)の契約に係る入札・見積に参加する者に必要な資格は(2)に定めるものとし、役務の種類は(3)のとおりとする。

- (1) 契約 平成25年3月1日に公告を行う電気工作物保安管理業務
- (2) 資格 栽培水産試験場自家用電気工作物保安管理業務に関する資格
- (3) 役務等の種類 栽培自家用電気工作物保安管理業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 道総研の事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第3条に規定する者でないこと。
- (2) 取扱規則第4条の規定により競争入札参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道及び道総研が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係者等であることにより道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係者等でないこと。
- (6) 次に定める税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税、地方消費税を除く)。
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税納稅義務がある場合を除く)。
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 北海道産業保安監督部に外部委託申請に基づき委託契約の相手方となることができること。
- (8) 資格審査の申請日の直前2営業年度の決算において1に定める契約と種類を同じくする契約(官公需適格組合にあっては組合員が締結した契約を含む。)を締結し、かつ誠実に履行した者であること。
- (9) 電気保安業務を遂行するための体制が整備されている者であること。
- (10) 電気主任技術者の資格を複数名、有していることを証明した者であること。
- (11) 停電等、緊急時に1時間以内に到着できる区域範囲内にある者であること。
- (12) 胆振総合振興局管内に本店・支店又は営業所等を有していること。

3 制限付一般競争入札・見積参加資格審査

この入札・見積は地方自治法施行令第167条の5の2を準用した制限付一般競争入札(オーブンカウンター見積)であるので参加希望する者は2に掲げる資格を有するか否かの審査を申請しなければならない。

- (1) 申請時期 公告の日の翌日から10日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時分まで。
- (2) 申請方法 提出先の指示により作成した申請書類等を提出しなければならない。
 - ア 提出先の名称 栽培水産試験場
 - イ 提出先所在地 〒051-0013 室蘭市舟見町1丁目156-3
(電話番号0143-22-2320)

4 資格の有効期間

資格の有効期間は資格を有すると認められた旨の通知があった日から1に定める契約に係る入札・見積の落札・決定の日までとする。

5 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

6 その他

審査を行った場合は審査結果を通知する。

資料作成等に要する経費は入札・見積の参加希望者負担となる。

提出された資料等は原則として返却しない。